

土木工事共通仕様書【農業農村整備編】の制定について (平成23年3月14日農村第2125号農林水産部長通知) 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
土木工事共通仕様書【農業農村整備編】 令和6年10月 沖縄県農林水産部 目次	土木工事共通仕様書【農業農村整備編】 令和6年4月 沖縄県農林水産部 目次
第1編 共通編	第1編 共通編
第1章 総則	第1章 総則
第1節 総則	第1節 総則
1-1-1 ~ 1-1-22 [略]	1-1-1 ~ 1-1-22 [略]
1-1-23 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置 <u>15</u>	1-1-23 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置 <u>14</u>
1-1-24~ 1-1-25 [略]	1-1-24~ 1-1-25 [略]
1-1-26 数量の算出及び出来形図 <u>31</u>	1-1-26 数量の算出及び出来形図 <u>30</u>
~	~
1-1-56 琉球石灰岩の違法採掘防止 <u>47</u>	1-1-56 琉球石灰岩の違法採掘防止 <u>46</u>
<u>1-1-57 週休二日の対応</u> <u>47</u>	<u>[新設]</u>
<u>1-1-58 石綿使用の有無</u> <u>47</u>	<u>[新設]</u>
第2章 材料	第2章 材料
第1節 一般事項	第1節 一般事項
2-1-1 適用 <u>49</u>	2-1-1 適用 <u>48</u>
~	~
2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装 <u>64</u>	2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装 <u>63</u>
第3章 施工共通事項	第3章 施工共通事項
第1節 適用	第1節 適用
3-1-1 適用 <u>67</u>	3-1-1 適用 <u>66</u>
~	~
3-21-3 技術管理費 <u>122</u>	3-21-3 技術管理費 <u>121</u>
第2編 工事別編	第2編 工事別編
第1章 ほ場整備工事	第1章 ほ場整備工事
第1節 適用	第1節 適用
1-1-1 適用 <u>125</u>	1-1-1 適用 <u>124</u>
~	~
1-7-11 砂利舗装工 <u>129</u>	1-7-11 砂利舗装工 <u>128</u>
第2章 農用地造成工事	第2章 農用地造成工事
第1節 適用	第1節 適用
2-1-1 適用 <u>131</u>	2-1-1 適用 <u>130</u>
~	~
2-9-6 放流工 <u>135</u>	2-9-6 放流工 <u>134</u>
第3章 舗装工事、道路改良工事	第3章 舗装工事、道路改良工事
第1節 適用	第1節 適用
3-1-1 適用 <u>137</u>	3-1-1 適用 <u>136</u>
~	~

改正後	現行
3-14-7 付属物工 147	3-14-7 付属物工 146
第4章 水路トンネル工事	第4章 水路トンネル工事
第1節 適用	第1節 適用
4-1-1 適用 149	4-1-1 適用 148
~	~
4-8-2 法面保護工 157	4-8-2 法面保護工 156
第5章 水路工事	第5章 水路工事
第1節 適用	第1節 適用
5-1-1 適用 161	5-1-1 適用 160
~	~
5-15-2 プレキャスト水路工 165	5-15-2 プレキャスト水路工 164
第6章 排水路工事、河川工事	第6章 排水路工事、河川工事
第1節 適用	第1節 適用
6-1-1 適用 167	6-1-1 適用 166
~	~
6-15-2 プレキャスト水路工 173	6-15-2 プレキャスト水路工 172
第7章 管水路工事	第7章 管水路工事
第1節 適用	第1節 適用
7-1-1 適用 175	7-1-1 適用 174
~	~
7-18-2 プレキャスト水路工 186	7-18-2 プレキャスト水路工 185
第8章 畑かん施設工事	第8章 畑かん施設工事
第1節 適用	第1節 適用
8-1-1 適用 188	8-1-1 適用 187
~	~
8-12-2 プレキャスト水路工 190	8-12-2 プレキャスト水路工 189
第10章 フィルダム工事	第10章 フィルダム工事
第1節 適用	第1節 適用
10-1-1 適用 192	10-1-1 適用 191
~	~
10-14-1 管理橋上部工 200	10-14-1 管理橋上部工 199
第11章 コンクリートダム工事	第11章 コンクリートダム工事
第1節 適用	第1節 適用
11-1-1 適用 202	11-1-1 適用 201
~	~
11-8-7 断層処理 210	11-8-7 断層処理 209
第12章 PC橋工事	第12章 PC橋工事
第1節 適用	第1節 適用
12-1-1 適用 212	12-1-1 適用 211
~	~
12-6-1 区画線工 224	12-6-1 区画線工 223
第13章 橋梁下部工事	第13章 橋梁下部工事
第1節 適用	第1節 適用
13-1-1 適用 226	13-1-1 適用 225
~	~
13-7-3 吹付工 228	13-7-3 吹付工 227
第14章 頭首工工事	第14章 頭首工工事

改正後	現行
第1節 適用	第1節 適用
14-1-1 適用 230	14-1-1 適用 229
～	～
14-9-12 支承工 237	14-9-12 支承工 236
第15章 機場下部工事	第15章 機場下部工事
第1節 適用	第1節 適用
15-1-1 適用 239	15-1-1 適用 238
～	～
15-5-7 現場打水路工 241	15-5-7 現場打水路工 240
第16章 地すべり防止工事	第16章 地すべり防止工事
第1節 適用	第1節 適用
16-1-1 適用 243	16-1-1 適用 242
～	～
16-15-2 プレキャスト水路工 248	16-15-2 プレキャスト水路工 247
第17章 PCタンク工事	第17章 PCタンク工事
第1節 適用	第1節 適用
17-1-1 適用 250	17-1-1 適用 249
～	～
17-11-2 アスファルト舗装工 251	17-11-2 アスファルト舗装工 250
第18章 ため池改修工事	第18章 ため池改修工事
第1節 適用	第1節 適用
18-1-1 適用 254	18-1-1 適用 253
～	～
18-7-1 土質改良工 259	18-7-1 土質改良工 258
第20章 推進工事	第20章 推進工事
第1節 適用	第1節 適用
20-1-1 適用 262	20-1-1 適用 261
～	～
20-5-6 補助地盤改良工 265	20-5-6 補助地盤改良工 264
参考1 土木工事共通仕様書における 「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 266	参考1 土木工事共通仕様書における 「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 265
参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表 279	参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表 278
第1編 共通編	第1編 共通編
第1章 総則	第1章 総則
第1節 総則	第1節 総則
1-1-1 ～ 1-1-4 [略]	1-1-1 ～ 1-1-4 [略]
1-1-5 施工計画書	1-1-5 施工計画書
1 一般事項	1 一般事項

改正後	現行
<p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 主要機械 (5) 主要資材 (6) 施工方法 (7) 施工管理計画</p> <p>(8) 緊急時の体制及び対応 (9) 交通管理 (10) 安全管理 (11) 仮設備計画 (12) 環境対策 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法 (14) <u>法定休暇・所定休暇（週休二日の導入）</u> (15) <u>その他</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>1-1-6 ～ 1-1-19 [略]</p> <p>1-1-20 支給材料及び貸与品</p> <p>1 <u>一般事項</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>支給品清算書、支給材料精算書</u> [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>9 <u>修理</u> [略]</p> <p>10 <u>流用の禁止</u> [略]</p> <p>11 <u>所有権</u> [略]</p> <p>12 [略]</p> <p>1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に<u>その写しを添付して</u>監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用計画を<u>公衆の見え</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><u>6 受領証の交付</u> 受注者は、<u>土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u></p> <p><u>7 再生資源利用促進計画</u></p>	<p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 主要機械 (5) 主要資材 (6) 施工方法 (7) 施工管理計画</p> <p>(8) 緊急時の体制及び対応 (9) 交通管理 (10) 安全管理 (11) 仮設備計画 (12) 環境対策 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法 <u>[新設]</u> (14) <u>その他</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>1-1-6 ～ 1-1-19 [略]</p> <p>1-1-20 支給材料及び貸与品</p> <p>1 <u>一般事項</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>支給品清算書、支給材料精算書</u> [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>9 <u>修理</u> [略]</p> <p>10 <u>流用の禁止</u> [略]</p> <p>11 <u>所有権</u> [略]</p> <p>12 [略]</p> <p>1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に<u>含め</u>監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を<u>工事現場の公衆が見</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>6 再生資源利用促進計画</u></p>

改正後	現行
<p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥 <u>または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>8 法令等に基づく確認 <u>受注者は、再生資源利用計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</u></p> <p>また、<u>確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>9 法令等に基づく通知 <u>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第7項再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第7項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</u></p> <p>10 受領証の提出 <u>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u></p> <p>11 実施書の提出 [略]</p> <p>1-1-23 ~ 1-1-27 [略]</p> <p>1-1-28 工事完成図書の納品</p> <p>1 提出書類 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>1-1-29 [略]</p> <p>1-1-30 検査</p> <p>1 一般事項 [略]</p> <p>2 完成検査・既成部分検査の適用 [略]</p> <p>1-1-31 工事完成検査</p> <p>1 工事完成検査の要件 受注者は、契約書第32条第1項の完成通知書を作成し、監督職員を<u>通じて</u>発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (1) ~ (4) [略]</p>	<p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、<u>建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に<u>含め</u>監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を<u>工事現場の公衆が見</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>7 実施書の提出 [略]</p> <p>1-1-23 ~ 1-1-27 [略]</p> <p>1-1-28 工事完成図書の納品</p> <p>1 提出書類 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>1-1-29 [略]</p> <p>1-1-30 検査</p> <p>1 一般事項 [略]</p> <p>2 完成検査・既成部分検査の適用 [略]</p> <p>1-1-31 工事完成検査</p> <p>1 工事完成検査の要件 受注者は、契約書第32条第1項の完成通知書を作成し、監督職員を<u>経由して</u>発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (1) ~ (4) [略]</p>

改正後	現行
<p>2 [略]</p> <p>3 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)～(2) [略] <u>(3) 週休二日の履行状況</u></p> <p>4・5 [略]</p> <p>1-1-32 既済部分検査</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3</u> 検査日の通知 [略]</p> <p>4 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の<u>立会により</u>、工事目的物を対象として<u>契約図書</u>と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 <u>(3) 週休二日の履行状況</u></p> <p><u>5</u> 中間前払金の請求 [略]</p> <p><u>6・7</u> [略]</p> <p>1-1-33 中間検査</p> <p>1 一般事項 [略]</p> <p>2 検査時期 [略]</p> <p>3 検査の通知 [略]</p> <p>4 検査内容 [略]</p> <p>5 資料の整備 [略]</p> <p>1-1-34 [略]</p> <p>1-1-35 部分使用</p> <p>1 一般事項 [略]</p> <p>2 監督職員による検査 [略]</p> <p>1-1-36 ～ 1-1-37 [略]</p> <p>1-1-38 工事中の安全管理</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 標示板の設置</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)～(2) [略] <u>[新設]</u></p> <p>4・5 [略]</p> <p>1-1-32 既済部分検査</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3.</u> 検査日の通知 [略]</p> <p><u>4.</u> 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の<u>臨場の上</u>、工事目的物を対象として<u>工事の出来高に関する資料</u>と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 <u>[新設]</u></p> <p><u>5.</u> 中間前払金の請求 [略]</p> <p><u>6・7</u> [略]</p> <p>1-1-33 中間検査</p> <p>1. 一般事項 [略]</p> <p>2. 検査時期 [略]</p> <p>3. 検査の通知 [略]</p> <p>4. 検査内容 [略]</p> <p>5. 資料の整備 [略]</p> <p>1-1-34 [略]</p> <p>1-1-35 部分使用</p> <p>1. 一般事項 [略]</p> <p>2. 監督職員による検査 [略]</p> <p>1-1-36 ～ 1-1-37 [略]</p> <p>1-1-38 工事中の安全管理</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 標示板の設置</p>

改正後	現行
<p>受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工事期間、発注者名、<u>施工者名</u>及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。</p> <p><u>なお、標示板については、本章1-1-42 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>10～19 [略]</p> <p>20 不発弾発見時の処理</p> <p>本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督職員を通して関連市町村（防災主管課）に報告しなければならない。</p> <p>また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存しなければならない。上記については、下請業者へも周知するものとする。</p> <p>1-1-39～1-1-41 [略]</p> <p>1-1-42 環境対策</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 受注者は、木材の使用について「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）」に基づき、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする合法性が証明された木材（以下「合法伐採木材等」という。）を使用するものとする。</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 赤土流出防止対策 [略]</p> <p>8 土取場の選定 [略]</p> <p>9 省エネルギー対策</p> <p><u>受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。</u></p> <p>1-1-43 [略]</p> <p>1-1-44 交通安全管理</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 交通安全等輸送計画 [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 工事用道路使用方法の提出</p> <p>受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、<u>場所等の案内標識、工事中の標識等</u>の設置、その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p><u>なお、標識については、合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>7～10 [略]</p> <p>11 通行許可</p>	<p>受注者は、公衆の見やすいところに工事内容、工事期間、発注者名、<u>受注者名</u>及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。</p> <p>10～19 [略]</p> <p>20 不発弾発見時の処理</p> <p>本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督職員を通して関連市町村（防災主管課）に報告しなければならない。</p> <p>また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存しなければならない。上記については、下請業者へも周知するものとする。</p> <p>1-1-39～1-1-41 [略]</p> <p>1-1-42 環境対策</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 赤土流出防止対策 [略]</p> <p>8 土取場の選定 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>1-1-43 [略]</p> <p>1-1-44 交通安全管理</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 交通安全等輸送計画 [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 工事用道路使用方法の提出</p> <p>受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、<u>標識</u>の設置、その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>7～10 [略]</p> <p>11 通行許可</p>

改正後	現行
<p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可 <u>または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答</u>を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-1-3 車両の一般的制限値 [略]</p> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p> <p>12. <u>ダンプトラック過積載の防止</u> [略]</p> <p>1-1-45 諸法令、諸法規の遵守</p> <p>1. <u>諸法令の遵守</u> 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。 (1) ～ (72) [略] <u>(73) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律</u> <u>(令和 4 年法律第 37 号)</u></p> <p>2. <u>法令違反の処置</u> [略]</p> <p>3. <u>不適當な契約図書の処置</u> [略]</p> <p>1-1-46 ～ 1-1-52 [略]</p> <p>1-1-53 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4. <u>掛金収納書の提出</u> 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を別に定める様式に基づき作成し、工事請負契約締結後 1 箇月以内及び工事完了後速やかに監督職員を経由して発注者へ提出しなければならない。</p> <p>1-1-54 [略]</p> <p>1-1-55 優先使用等</p> <p>1. <u>県産建設資材使用状況報告書の提出</u> [略]</p> <p>2. <u>建設業退職共済制度への加入</u> [略]</p> <p>3. <u>事業用ダンプカー優先使用</u> [略]</p> <p>1-1-56 [略]</p>	<p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-1-3 車両の一般的制限値 [略]</p> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p> <p>12. <u>ダンプトラック過積載の防止</u> [略]</p> <p>1-1-45 諸法令、諸法規の遵守</p> <p>1. <u>諸法令の遵守</u> 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。 (1) ～ (72) [略] [新設]</p> <p>2. <u>法令違反の処置</u> [略]</p> <p>3. <u>不適當な契約図書の処置</u> [略]</p> <p>1-1-46 ～ 1-1-52 [略]</p> <p>1-1-53 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4. <u>掛金収納書の提出</u> 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を別に定める様式に基づき作成し、工事請負契約締結後 1 箇月以内及び工事完了後速やかに監督職員を経由して発注者へ提出しなければならない。</p> <p>1-1-54 [略]</p> <p>1-1-55 優先使用等</p> <p>1. <u>県産建設資材使用状況報告書の提出</u> [略]</p> <p>2. <u>建設業退職共済制度への加入</u> [略]</p> <p>3. <u>事業用ダンプカー優先使用</u> [略]</p> <p>1-1-56 [略]</p>

改正後	現行
<p>1-1-57 週休二日の対応</p> <p><u>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。</u> <u>なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</u></p> <p>1-1-58 石綿使用の有無</p> <p><u>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。</u> <u>石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</u></p> <p>第2章 材 料 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1・2節 [略]</p> <p>第3節 土 工</p> <p>3-3-1 [略]</p> <p>3-3-2 掘削工</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>3-3-3 ～ 3-3-8 [略]</p> <p>第4 ～ 21節 [略]</p> <p>第2編 工事別編</p> <p>第1～6章 [略]</p> <p>第7章</p> <p>第1～5節 [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第2章 材 料 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1・2節 [略]</p> <p>第3節 土 工</p> <p>3-3-1 [略]</p> <p>3-3-2 掘削工</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>3-3-3 ～ 3-3-8 [略]</p> <p>第4 ～ 21節 [略]</p> <p>第2編 工事別編</p> <p>第1～6章 [略]</p> <p>第7章</p> <p>第1～5節 [略]</p>

改正後	現行
<p>第6節</p> <p>7-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工</p> <p>1～6 [略]</p> <p><u>7 鋼製異形管</u></p> <p><u>(1) 鋼製異形管、鋼製可とう管、鋼製継輪の製作、据付けについては、本章7-6-4鋼管布設工の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、ボルトの締付けはゴム輪が均等になるよう全体を徐々に仮締付けし、最後に管製造メーカーが規定するトルクまでトルクレンチで確認しながら締付けしなければならない。</u></p> <p>7-6-2 ～ 7-6-5 [略]</p> <p>第7～18節 [略]</p> <p>第8～20章 [略]</p> <p>参考1、2 [略]</p>	<p>第6節</p> <p>7-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工</p> <p>1～6 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>7-6-2 ～ 7-6-5 [略]</p> <p>第7～18節 [略]</p> <p>第8～20章 [略]</p> <p>参考1、2 [略]</p>